



# 行政岡山

2013  
8月

【発行所 岡山県行政書士会】〒700-0822 岡山市北区表町三丁目22番22号 TEL(086)222-9111内 FAX(086)222-9150  
e-mail jimukyoku@okayama-gyosei.or.jp URL http://www.okayama-gyosei.or.jp

## 平成25年度日行連定時総会・第33回日政連定期大会出席報告

平成25年度日本行政書士会連合会の定期総会が、シェラトン都ホテル東京「麗閣」において、全国の単位会から217名の代議員が出席して、去る6月20日、21日の2日間にわたり開催された。本会からは、藤井 薫会長、安井 健副会長、中山光子副会長、黒田 積副会長、近藤雅文副会長の5名が出席した。

20日午前10時総務大臣表彰授与式が行われた。総務大臣表彰には、全国から32名の受賞者があり、新藤義孝総務大臣より受賞者に対して祝辞があった。本会では藤原重雄前副会長が受賞された。

続いて、総会開催に先立ち前年度に逝去された全国の物故会員に対し、全員起立して黙祷が捧げられた。

総会は、野崎清好副会長の開会の言葉、北山孝次日行連会長挨拶の後、総会成立宣言がされた。

その後議長に秋山 賢治代議員(群馬会)、副議長に坂本勇喜代議員(長野会)を選出して議事審議に入った。第1号議案(平成24年度事業報告)、第2号議案(平成24年度決算報告)、第3号議案(平成25年度事業計画案)、第4号議案(一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付支出の件)及び第5号議案(平成25年度予算案)、第6号議案(自動車OSに関する決議案)が原案通り可決された。

なお、議案審議は議案の説明を省略して、予め全国の代議員から寄せられた質



▲定時総会の様子

問書に執行部が順次答弁する形で行われた。そのため通り一遍の内容のない答弁や次期執行部へ先送りする答弁もあり、質問者にとって消化不良気味となったものも散見された。

続いて第7号議案として任期満了に伴う役員改選が行われた。会長選挙は、現職の北山孝次氏(大阪会会長)と田後隆二氏(神奈川会会長)の一騎打ちになった。今回の日行連会長選挙は北山、田後両候補とも熱心に立候補の意思を表明して懸命に票集めの演説が行われた。そして議場を閉鎖しての無記名投票の結果、118票対99票という接戦で北山会長が再選を果たし、午後4時30分、休会となった。

引き続き午後6時から懇親会では、片山虎之助参議院議員(日本行政書士政治連盟顧問)はじめ衆参両議院の国会議

員ら多数の来賓を迎え、盛大に開催された。

翌21日午前9時から再開された総会では、副会長、理事、監事が選出され、定時総会は終了した。

6月21日午前10時から日行連総会に引き続き第33回日政連定期大会が開催された。大会は日行連総会と同様予め全国の代議員から寄せられた質問書に執行部が答弁する形で行われ、第1号議案から第5号議案までが承認可決された。

第6号議案(任期満了に伴う役員改選)では、役員選考委員会が開かれ、会長に中西 豊氏(東京会)を候補者として可決され、議場に語ったところ、選考の通り可決承認され、全日程を終了した。

(近藤 雅文)

## 行政書士制度 広報月間 名刺広告募集のお願い

毎年10月の行政書士制度広報月間にあたり、山陽新聞朝刊に9月29日に掲載される、会員の名刺広告を募集します。詳しくは山陽新聞社より、各位にご案内をお送りします。

ご協力のほどよろしくお願い致します。

締切8月12日

## 法務虎の穴 第30回 「遺言書作成の留意点(2)」～遺言によってできることは?～ 弁護士 小林 裕彦

前回は、遺言の成立要件のうち、遺言能力の判断要素や判断の際の注意点について御説明致しました。今回は、遺言の内容について、どのような制限があるのかについて御説明致します。

まず、遺言書に記載できる内容は、法律上規定されているものに限られます。遺言は基本的に遺言書の記載のみにより判断せざるをえませんから、遺言者の死亡後に遺言の解釈を巡って争いになることを防ぐために、遺言に記載できる内容が予め規定されているのです。

そして、民法では、遺産分割方法の指定(民法908条)、認知(同781条第2項)、遺言執行者の指定(同1006条第1項)などが、特別法では、財団法人の設立(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第152条第2項)や信託の設定(信託法第3条第2号)などが規定されています。

上記の法定事項以外を遺言の内容とした場合、当該遺言は無効であり、法的拘束力を有しません。例えば、家族が円満に暮らすこと等を遺言の内容としたとしても、受遺者が従う法的義務はないのです。

もっとも、法律上の規定がない場合で

も、解釈上、遺言事項として認められている場合があります。祭祀主宰者の指定(民法897条第1項)や特別受益の持戻しの免除(同903条第3項)がその例です。また、民法830条によれば、第三者が無償で子に財産を与えた際に、第三者の意思表示により当該財産の管理人を当該子の親権者以外の者として定めることができるとされていますが、当該意思表示や管理者の指定について、遺言でできることは規定されていません。しかし、裁判例では、当該意思表示及び管理者の指定を遺言によって行うことができると判断しています。

以上のとおり、原則として法定事項以外の事項について遺言に定めた場合は無効とされますので、トラブルを避けるためにも、遺言書を作成する際には、法定事項や解釈で争いなく認められている遺言事項以外の事項を記載することは極力控えるべきでしょう。仮にどうしても記載することとなった場合は、依頼者に法的効果について十分説明しておく必要があります。

また、法律上遺言として規定できる内容であったとしても、公序良俗(民法90条)違反等の場合は無効となります。

裁判例の傾向としては、不倫相手に遺贈した場合において、従前の経緯や遺言の内容、配偶者の生活状況等を考慮した上で、不倫関係の維持・継続を目的とする場合は公序良俗に反し無効であるが、相手方の生活保全を図るためであり、配偶者の生活基礎を脅かさないものであれば公序良俗に反するものではないと判断しており、一概に無効となるわけではありません。

今回は、遺言の方式について御説明する予定です。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし ゆずひこ)  
昭和35年大阪府生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓町2番15号弓町シティセンタービル6階。

## 人・仕事・事務所

### 第6回 ヨネツボ岡山法務行政書士事務所



今回は、本年度新理事に就任されました長野野昭会員の事務所におじゃましました。

昨年の秋頃、長野会員に「事務所取材に行ってくださいか?」と声をかけたところ、「いいですよ、でも来年の春のほうがかもっと面白いことになっているからそうされたらどうでしょう。」との返事。「え?面白いことって何でしょう?」と尋ねると「実は、妻が僕の仕事をみていて、私も行政書士になりたいと言い出し、11月に行政書士試験を受験します。もし合格したら春には夫婦での共同事務所となっていますから。」と言うわけで、今回の取材となりました。そうです。妻の史栄さんは見事合格されたのです。それでも受験に臨むことは簡単ではなかったと話してくれました。実は、お二人は昨年の4月に結婚され、挙式を11月下旬に予定されたのですが、史栄さんは、試験と結婚式の日程が重なりものすごく気持ちに焦りが生じたそうですが、「主人は何も言わず、掃除・洗濯・料理等、家事一切を手伝ってくれ本当に助かったし、ありがたかったです。」とのこと。受験を決意したときから夫婦共同で取り組み、そして大きな成果を上げられたのです。これからの仕事もどうぞ期待ですね!

ヨネツボ岡山法務行政書士事務所では交通事故被害者のために後遺障害等級認定を専門業務とされています。長野会員は、こう言われます。「不幸にも交通事故に遭われた被害者の苦しみを軽減することが私の使命であると考え、業務に取組んでいます。心まで痛めた被害者の相談を丁寧に聞き、解決に向け頑張っています。」

また、交通事故の後遺障害等級認定手続・異議申立て等、等級に関しては行政書士、請求に関しては弁護士とキチンとすみ分けて行っています。

だからこそ、依頼者からの感謝の言葉も多く寄せられ、ご主人の仕事ぶりを見て史栄夫人も是非行政書士を目指された訳なのです。行政書士ってカッコイイですね!!

(熊谷 郁美)



法務虎の穴 第31回 「遺言書作成の留意点(3)～少しの油断が命取り?～」 弁護士 小林 裕彦

前回、前々回に引き続き、遺言の成立要件について御説明します。今回は、法定の遺言方法についてです。

遺言の作成形式については、民法で厳格に規定されており、これらの規定に違反して作成された遺言は、原則として無効となります。この規制の趣旨は、遺言者の生前の意思を正確に反映させるためですが、無効となった際の影響が大きいので、作成形式について正確に理解しておく必要があります。

遺言の方式には普通方式と特別方式があります。特別方式は、死亡直前の緊急時遺言を除き、伝染病による隔離や船舶遭難等一般的でない事態を想定しているもので、関与することも稀だと考えられます。

他方、普通方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言があります。公正証書遺言は、死亡直前の緊急時遺言を除き、伝染病による隔離や船舶遭難等一般的でない事態を想定しているもので、関与することも稀だと考えられます。

自筆証書遺言では、遺言者が本文、日付及び氏名を自書し、押印することが必要となります(民法968条第1項)。ここで、自書要件について興味深い判例を御紹介しましょう。それは、遺言書を複写式のカーボン紙を用いて作成した場合において、自書したと言えるかが問題となった事案ですが、裁判所は、カーボン複写も自書の方法として許されないわけではないと判断しました(最高裁判平成5年10月19日判決)。もっとも、偽造することが容易であることや後の筆跡鑑定で真正な筆跡か否かの判断が困難であるなどの理由から、カーボン複写方式は自書に当たらないとしてこの判例を批判する見解も多く存在します。したがって、判例上、カーボン複写方式が認められていますが、実務上は慎重を期して、自筆の遺言書を作成しておくことをお勧めします。

では、うっかり書き損じた場合はどう対処すべきでしょうか。民法上、加除・訂正についても厳格な方式が要求されており、注意が必要です。通常の取引文書等に見られるような、二重線の上訂正を押し印するという方法では足りないので、具体的には、変更の場所を指示・変更した旨を付記・変更についての署名を行う・変更

場所への押印の4点を全て満たす必要があります。これらの要件を満たさない場合、加除・訂正部分のみが無効となるとの見解が一般的ですが、遺言自体を無効とすべきとの考え方もあります。

このように、遺言方法については数々の制約が存在することから、作成の際には慎重を要すると言われる方が多いのかもしれませんが、

以上



筆者プロフィール  
小林 裕彦(こばやし やすひこ)  
昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など、岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監事人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。

法務虎の穴 第32回 「非嫡出子相続分規定違憲決定と実務への影響」 弁護士 小林 裕彦

最近、民法900条第4号但書のうち非嫡出子の相続分に関する規定(以下「本件規定」といいます。)について、最高裁判は憲法14条1項に反するとの判断をしました(平成25年9月4日最高裁判決定)。そこで今回は、その判断の内容と今後の実務に与える影響についてご説明致します。

まず、現行法のもとでは、非嫡出子、すなわち婚姻関係になかった父母のもとで生まれた子は、嫡出子の2分の1の相続分しか有していません。この規定は、家督相続をはじめとする「家」制度が前提とされていた旧民法の時代から存在していましたが、このような区別を設けた理由は、民法が法律婚制度を設け、尊重していることが大きなものでしたが、似たような規定は諸外国にも見受けられ、日本独自の規定というわけでもありませんでした。

もっとも、最高裁判は、以下のような事情を指摘し、本件規定が憲法14条1項に反していると判断しました。具体的には、嫡出子と非嫡出子との間における相続時の差別を廃止する国が増加し、むしろ

差別が残っている国が少数となっており、国際機関から本件規定の削除を勧告されてきたことに加え、住民票や戸籍上嫡出子と非嫡出子とを区別していた記載を統一する改正が行われる状況となってきている等の現状を踏まえれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきており、婚姻関係になかった父母のもとで生まれたという子にとってはどのような事情を理由として不利益を及ぼすことは許されないということ

です。また、前記最高裁判決定は、おそくとも平成13年7月当時において、本件規定は違憲であったと述べています。それでは、上記時期以後に相続が発生し現在行われている遺産分割やすでに遺産分割が終了したものについてはどのような影響が生じるのでしょうか。

まず、現在行われている遺産分割では、前記最高裁判決定を踏まえ、事実上、非嫡出子と嫡出子の法定相続分を同一割合で計算することとなると考えられます。また、すでに終了している遺産分割

の扱いについては、最高裁判自身が言及しており、本件規定に従った内容が裁判や合意等によって確定的なものとなったといえるものについては影響を及ぼすものではないとしています。

もちろん、前記最高裁判決定を受けて法改正が行われると考えられますが、改正までの間は本件規定が残されているため、遺産分割協議書の作成の際には注意する必要があります。

以上



筆者プロフィール  
小林 裕彦(こばやし やすひこ)  
昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など、岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監事人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。

Table with columns: 事由, 受理年月日, 氏名, 郵便番号, 事務所名称及び事務所所在地, 電話番号・FAX. It lists various membership changes and activities.

Table with columns: 本会の動き, 8.3, 8.7, 8.13-15, 8.16, 8.19, 8.21, 8.22, 8.23, 8.26, 8.27, 8.28, 8.29, 行事予定, 9.3, 9.5, 9.6, 9.9, 9.11, 9.12, 9.18, 9.19, 9.20, 9.24, 9.25, 9.27. It lists board meetings, committee work, and events.

特定非営利活動法人おかやま成年後見サポートセンター(おかさボ) 5周年記念シンポジウムが開催されました

8月30日(金)ビュアリティまきび(岡山市)において、特定非営利活動法人おかやま成年後見サポートセンター(川口隆志理事長)主催で設立5周年シンポジウムが開催されました。おかさボは認知症や知的・精神障がい判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を担う後見業務を法人として受任しており、平成21年4月に設立され今年で5年目を迎え、これを記念したものです。

当日は悪天候にも関わらず183人の参加者があり、会場は、ほぼ満席となり熱気溢れるシンポジウムでした。13時より、おかさボ5周年記念実行委員会難波美智子委員の司会により開会し、来賓を代表して、岡山県行政書士会藤井会長よりご挨拶を頂きました。その後、基調報告「おかさボ5周年の歩みと今後の展望」と題し、川口隆志理事長より設立の経緯、現状、課題や今後の展望等の報告がありました。引き続き、「遺品整理の現場から学ぶ～最後まで孤立しない為に～」と題し、キーパズ有実会社代表取締役吉田太一氏より講演がありました。吉田氏は挨拶約1,500件に及ぶ遺品整理サービスを提供しています。また1年間に、300件を超える「孤立死」の現場の中から見聞きし実感した事例を発信していく活動も積極的に進

おかさボ5周年記念実行委員長 浅野 誠

最後になりましたが、岡山県行政書士会をはじめ関係団体の皆様にはご指導・ご協力頂き誠にありがとうございます。紙面をお借りして御礼を申し上げます。

お 礼

特定非営利活動法人 おかやま成年後見サポートセンター 仲宗根 一 8月30日に開かれた5周年記念シンポジウムは、会のご後援とご支援のおかげをもちまして成功を収めることができました。参加者も200名に迫る盛況で、山陽新聞にも写真付き掲載して頂きました。 藤井会長にはご臨席に加え、ご挨拶も頂戴いたし心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

【入会のご案内】 「おかさボ」では、随時入会される方をお待ちしております。 申込み・問合せは 086-296-0113 担当：川口までご連絡下さい。



法務虎の穴 第33回 「学資援助は特別受益になるのか？」 弁護士 小林 裕彦

遺産分割を行うに際し相続人から「他の相続人は父親からかなりの学資援助を受けていた！遺産分割で私が多くもらえるはずだ！」などの主張がなされることを見受けられます。このような主張は、法的には「特別受益」(民法903条)にあたるか否かという問題となります。では、どのような場合が「特別受益」といえるのでしょうか。

まず、「特別受益」とは、相続人が被相続人から遺贈を受け、または婚姻、養子縁組のためもしくは生計の資本として贈与を受けた場合をいいます。

代表例は子が独立する際に新居のための土地を贈与する場合です。この場合、登記に贈与を行ったことが記載され明確になりますので、特別受益が存在するとの立証も容易になります。もっとも、多くの場合で問題になるのは現金をいくらもらった等の争いです。こちらについては客観的な証拠がないことが多く、立証が困難であることから、調停等でも特別受益であることが認められないことが多いといえるでしょう。なお、立証さえできれば何十年前の行為であっても「特別受益」

に当たりますがこの点を認識されていないことも多いため盲点になりがちです。御注意下さい。

では、大学の授業料等の教育費用はどうでしょうか。高校以上の教育費用はすべて生計の資本としての贈与にあたるという考えもあります(依頼者はむしろこのような考え方をされる方が多いと思います。)。最近では、被相続人の資産や社会的な地位を考慮して扶養の範囲内といえる場合は特別受益に当たらないとされるのが一般的とされています。これに関連して興味深い裁判例があります。相続人である子らは、それぞれ高等教育を受けていたものの進学先が異なったため支援額に差が生じました。そこで、相続人の一人が、高額な教育費を援助してもらったことは特別受益になると主張したものの、裁判所は、上記の場合でも、「通常、親の子に対する扶養の一内容として支出されるもので、遺産の先渡しとしての趣旨を含まないものと認識するのが一般的」として、そのような差が生じたとしても、特別受益には該当しないと判断しました(大阪高裁決定平成19年12月

6日)。もっとも、扶養の範囲を超える場合や相続人間において援助額の差が著しい場合は特別受益に該当する可能性もありますので、その点は御注意下さい。

なお、特別受益に該当する場合でも被相続人が持ち戻し免除の意思表示を行っていた場合、被相続人の意思が優先し、特別受益であることの主張ができなくなります。したがって、遺言作成にあたって特別受益が存在することが強く疑われる場合等では、遺留分に留意しつつ、持ち戻し免除の方法も検討すべきでしょう。



筆者プロフィール 小林 裕彦(こばやし やすひこ) 昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など、岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。

法務虎の穴 第34回 「贈与類似行為と寄与分」 弁護士 小林 裕彦

前回は「特別受益」について御説明致しました。今回は民法上、特別受益とならば相続人間の公平を図るために設けられているもう一つの代表的な制度である「寄与分」(民法904条の2)について御説明致します。

まず、「寄与分」とは、被相続分との身分関係に基づいて通常期待される程度を超える行為で、かつ、それにより被相続人の財産を維持又は増加させたことをいいます。これが認められた場合、法定相続分よりも多くの遺産を取得することになります。これまでの裁判例を分析すると、寄与分が問題となる事例は、家業従事、金銭支出、療養看護、扶養、財産管理等にまとめられます。

例えば、療養看護型として、被相続人について常時見守り介護が必要になった後、相続人が3度の食事や排便への対応にも気を付けるような状態になっていたことを認定し、特別な寄与があったことを認め、3年間の合計876万円(8000円×365×3)の寄与分を認めた裁判例があります(大阪家庭裁判所平成19年2月8日審判)。

一方、金銭支出型として次の場合はどうでしょうか。相続人が実質的な一人会社を営業する会社に被相続人が取締役として就任し、会社から報酬を支払っていましたが、実際には就労の事実ほとんどありませんでした。この場合、被相続人に対する報酬の支払いが寄与分として認められるでしょうか。

実質的には贈与とも考えられるため、寄与分と認定してもよさそうに思われます。しかし、一般には寄与分の主張は難しいとされています。つまりそのも、報酬の支払いはあくまで会社からの支払いであり個人からの贈与とは関係がないこと、被相続人としては会社に不動産を使用させていたり、実質的には会社経営に何らかの助力となっていたりする場合があること等があることから、被相続人の財産が増加したと認定することが困難な場合が多いからです。

いずれにせよ、被相続人との関係の密

度の差が相続人間で生じることややむを得ないところであり、心情的な不満が寄与分の主張としてなされる場合も多いと思われる。それらの紛争を防ぐためには、遺言を作成することが有効ですが、その内容も寄与分に適切に配慮したものである必要があるでしょう。そのためにも、寄与分について正確に理解する必要がありますね。



筆者プロフィール 小林 裕彦(こばやし やすひこ) 昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など、岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。

研修案内

研修申込方法について

研修案内に掲載されている各研修の申込については、特別に記載されている場合を除き、ホームページの研修案内より申込ください。(やむを得ない場合はFAX等の文章で申込みください。)

研修を受講される皆さんへ

研修を受講される際には、会員登録を携行の上受付で显示してください。会員登録手続き中の方はその旨申し込んでください。

涉外身分手続き研修

国際・経営法務関係事業部

- 1. 日時 11月8日(金) 午後1時～4時30分
2. 会場 会館3F大会議室
3. 研修内容 中国の事例を中心に、妻子、離婚などの涉外身分関係手続き
4. 講師 李国際法務行政書士事務所 代表行政書士 李進華 氏(兵庫会会員)
5. 申込締切日 11月5日(火)
6. 特記事項 戸籍実務六法など涉外戸籍に関する法令集があれば持参ください。

第3回 成年後見制度研修

国際・経営法務関係事業部 民事法務部門

- 1. 日時 11月20日(水) 午後1時～4時頃まで
2. 会場 会館3F大会議室
3. 研修内容 「業務における事例研究①身上監護」応用編
4. 講師 特定非営利活動法人 おかやま成年後見サポートセンター 理事長 川口 隆志 氏
5. 申込締切日 11月13日(水)
6. 特記事項 各自、六法を持参してください。

土地利用実務研修会

土地利用関係事業部

- 1. 日時 11月19日(火) 午後1時30分～3時30分
2. 会場 会館3F大会議室
3. 研修内容 農地法に基づく申請について 申請時の注意点や事例等、質疑応答も予定しています。
4. 講師 岡山市農業委員会 担当者
5. 申込締切日 11月14日(木)

ADR調停人候補者全体研修

行政書士ADRセンター岡山

- 1. 日時 11月21日(木) 午前10時～午後4時
2. 会場 会館3F大会議室
3. 研修内容 ①手続管理及び調停手続きについて②模擬調停 ③調停における倫理④ロールプレイ研修
4. 講師 奥津晋弁護士 南和成弁護士 ADRセンター岡山運営委員
5. 調停人候補者及び事務局
なお、一般の会員の方の見学希望も受け付けます。見学希望者は11月14日(木)までにお申し込みください。

著問研レポート 著作権について(その2)

著作権問題研究会 守田吉彦

著作権の特徴として、その創作行為に伴い著作権が自動的に発生する点を挙げることができ、同じ知的財産権の間でも、登録をしなければそもそも権利が発生しない特許権や商標権などとこの点において大きく異なっています。

また、著作権には財産権としての側面もありますから当然、売却することも質権を設定したりすることも可能です。例えば、有名なシンガーソングライターなどの全作品の著作権を丸ごと売りますなんてことになれば、その経済的価値は数億円或いは数十億円というような場合もあります。

ここで問題が発生します。前述のように、著作権は権利化に登録等は必要なく、自動的に権利化するのですが、著作権は当然目に見えるものではありません。したがって、そもそも「誰が権利者か？」が必ずしも明確ではないのです。もちろん目には見えなくても特許権や商標権のように登録しなければ権利と

して認められないという形態ならば、その登録簿を見れば誰が権利者か分かるかもしれません。しかし、著作権は創造すると自動的に発生する権利で登録を前提とする権利ではありません。直接オリジナルの創造者から購入すれば安心なように思われるかもしれませんが、すでに別の人間に売却済みで、実はオリジナルの創造者は著作権を有していないかたということだってあり得るわけです。

このような事態を避けるために「著作権登録制度」があります。例えば、ある人から著作権を買ったときに「著作権の移転等の登録」をしておけば、仮に売主が以前に別の買主にその著作権を売っていても、或いは事後に別の買主に売ったとしても登録を先に済ませている以上、他の買主に優先するという法的な優先効(=これは不動産登記における対抗力に近い力)を持つことができるのです。

このように、著作権法にもつく「著作権登録制度」というのは権利を得るためのものではなく、権利を守るための制度なのです。

ちなみに、「著作権登録」にはその他の類型もあり、ペンネームで作品を公表した型があり、実名を登録することで、著作権の保護期間を公表後50年から死後50年に延ばすこともできる「実名の登録」、著作物の第一公表(発行)年月日を登録することで、保護期間の起算点を明確化できるようになったり、著作権が何時発生したかを明確にする場合に役割を持っている「第一発行年月日等の登録」、未公表で使用されることの多いプログラム著作物の場合に、創作年月日を登録することで、ある時点においてそのプログラムが存在していたことを証明するための一つの手段として利用される「創作年月日の登録」などもあります。

研修案内 事業承継実務研修会

国際・経営法務関係事業部 知的資産部門

- 1. 日時 12月12日(木) 午後1時～4時
2. 会場 会館3F大会議室
3. 研修内容 (1)事業承継総論 ・そもそも事業承継とは? ・事業承継相談の準備 (2)事業承継各論 ・行政書士の独占業務と事業承継

研修申込方法について

研修案内に掲載されている各研修の申込については、特別に記載されている場合を除き、ホームページの研修案内より申込ください。(やむを得ない場合はFAX等の文章で申込みください。)

研修を受講される皆さんへ

研修を受講される際には、会員登録を携行の上受付で显示してください。会員登録手続き中の方はその旨申し込んでください。



法務虎の穴 第35回 「養子縁組無効と遺産分割協議の関係について」 弁護士 小林 裕彦

遺産分割協議のやり直しも…
相続人に養子が存在する場合、養子も含めて遺産分割を行うこととなりますが、養子縁組が無効であり、これにより相続人の範囲が変更になるような場合には遺産分割協議をやり直す場合も生じ得ます。そこで、どのような場合に養子縁組が無効になるのかについて御説明いたします。

養子縁組届出の仕組み
ある人が養子となる場合、養子縁組届出を市役所等に提出する必要があります(民法700条、739条)。もともと、養子縁組の成立には社会通念上親子と認められる関係を成立させる意思が必要となり、これを欠く場合は、養子縁組が無効となります。ただし、養子縁組自体は形式的な書類さえ整っていれば受理されることから、本来無効であるはずの養子縁組も届出により形式的に有効とされる可能性もあるのです。

養子を増やしたとしても相続税が非課税となる対象には限度があります。
ここで、養子縁組の有効性と関連して、相続税の計算における基礎控除額の算定の考えも参考になるので御紹介いたします。すなわち、相続税の基礎控除等は法定相続人の数により算定されますが、算定

の際に考慮できる養子の数には一定の制限があり、かつ、養子を相続人の数に含めることで相続税の負担を不当に減少させる結果となる場合は、上記基礎控除額等の算定の基礎に含めることはできないとされています。仮に上記の縁組意思もなく専ら相続税負担回避のためだけに養子縁組を行っている場合には当該養子縁組自体が無効とされる可能性もあるでしょう。

養子縁組無効の判断の参考となる事例
次に、実際に養子縁組が無効とされた事例を通じて、着目点について御説明します。

名古屋家裁平成22年9月3日判決によると、養子縁組に否定的な発言を行ったこと(当事者の言動)、当時84歳であり認知症、糖尿病等と診断され、寝たきり、胃腸からの経腸栄養、失語の症状を呈していたこと(被相続人の年齢や心身状態)、被相続人の夫に対してしか縁組意思の確認をおこなっていないこと(被相続人に対する縁組意思の確認の程度)、縁組届に実際に署名押印したものは被相続人の夫であったこと(縁組届提出の経緯)などから被相続人は縁組意思を有していなかったとされています。もちろん最終的には個別的事実判断が必要となりますが、これらの点を

意識することが有益であると考えられます。
依頼者に対し養子縁組が無効となる場合がある等の説明を十分にしましょう！
このように、相続人の中に養子が含まれている場合には、依頼者とのトラブルを避けるためにも、養子縁組が無効となる場合があることやその場合の遺産分割協議に与える影響等を依頼者に十分説明したうえで、養子縁組を行う場合には当該養子縁組自体が無効とされる可能性もあるでしょう。

養子縁組無効の判断の参考となる事例
次に、実際に養子縁組が無効とされた事例を通じて、着目点について御説明します。



著者プロフィール
小林 裕彦(こばやし やすひこ)
昭和35年大阪府生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など、岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年8月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓町2番15号弓町サテライトビル6階。

著問研レポート 「知的財産と知的資産」 著作権問題研究会 岡 洋二

今回は少々趣の異なるお話をしたと思います。

「知的財産」という言葉は、特許権や著作権、ブランドやノウハウなどが代表するように、今日では日常的に耳にするようになってきました。これらは法律によって権利化されていたり、あるいは取引の対象とすることもありますが、これに対して、最近では知的財産とは別に「知的資産」という概念が注目されてきています。

ここでいう「知的資産」とは、特許権や著作権、ブランドやノウハウなどの「知的財産」だけではなく、経営理念、人材、技術、組織力、顧客とのネットワークなど目に見えない資産のこと、企業の競争力の源泉となる「強み」のことです。この強みを活かすことによって企業をより発展させていくことができますが、これらの強みは目に見えにくいだけでなく、気づきにくいものです。「御社の強みは何ですか」と尋ねたとしても、経営者は意外と気が付いていないものです。

次のようにしてみると、強みが見えてくると考えられます。たとえば、まず関与先

企業に最も売上げの良い商品・サービスは何かと尋ねてみます。次に、その商品・サービスの特徴は何か。それがわかると次はその特徴を生み出すために必要な技術やノウハウ(協力企業との関係や顧客との関係も含めて)はどのようなものか。次に、技術やノウハウを獲得するまでにどのような努力あるいは取り組みをしてきたか、最後に、なぜそのように取り組もうと思うのかを尋ねてみてください。

企業活動は、経営理念⇒マネジメント⇒技術・ノウハウ⇒商品・サービス⇒販売・実績という流れで進んでいきますが、その流れとは逆の方向から企業活動を見ていくと、その企業の強みが見えやすくなります。見えてきた「経営理念」「マネジメント」「技術・ノウハウ」「商品・サービス」それぞれの中身が、その企業の強みと言えます。しかし、そのひとつひとつの強みは単独では知的財産と異なり切り売りすることはできません。企業活動の一連の流れとしてつながることによってはじめて効果を発揮することができるのです。

パン屋さんの事例です(架空)。

法務虎の穴 第36回 「遺言書作成の留意点～遺留分侵害には要注意1～」 弁護士 小林 裕彦

今回から数回は、遺言書作成の際に注意しなければならぬ遺留分をテーマとしたいと思います。

1.遺留分と減殺請求
遺留分とは、一定の相続人が法律上最低限度取得することを保証されている相続財産の一定の割合をいいます。被相続人は自分の財産を遺言で自由に処分できるのが原則です。しかし他方で、相続人は被相続人の相続財産を取得できるという期待を抱くのももともな部分があるため、遺留分という制度が民法上規定されています。

このような趣旨ですので、仮に遺留分を侵害する遺言であっても、相続人から遺留分を侵害する分についての請求である遺留分減殺請求がなされて初めてその限度で無効となります。

このため、遺留分を侵害する内容の遺言を作成しても当然には無効になりませんが、遺留分減殺請求をされる可能性があることを十分意識しなければなりません。

例えば、あえて遺留分を侵害する内容の遺言書の作成をしなければならぬような場合は、遺留分減殺請求の行使を事実上控えてもらうように「なぜその特定の相続人

に多くの財産を与えなければならないのか」といった事情(例:被相続人の介護をしてくれた・相続人の経営する会社を承継する)を書いておくという方法を検討することがあります。

また、将来、相続人の遺留分減殺請求が確実に予測される場合であっても、例えば遺言で「まずは不動産以外の財産から遺留分の減殺を行うべきものと定める」と遺留分減殺の順序(民法1034条但書)を遺言で定め、可能な限り被相続人が望む相続の形を実現すべきと考えます。

なお、遺留分減殺請求は、相続の開始と減殺すべき贈与等を知った時から1年間行使しないと時効消滅しますので、この点に注意が必要です。

2.会社オーナーの遺言書作成時の留意点

ところで、会社のオーナーの遺言作成の場合は、特有の問題点があります。それは、推定相続人が複数いる場合、後継者に自社株式を集中して承継させようとしても、遺留分減殺請求権を行使されてしまうと、自社株式が分散してしまう、会社の経営が安定しなくなるということです。このような問題に対処するため、経営承継円滑化は

民法の特例として、一定の場合は、自株式会社について遺留分算定基礎財産から除外(合意除外)したり、遺留分算定基礎財産に算入する額を合意時の時価に固定(合意固定)することがあります。

専門家としては、遺言者の意思や相続人達が将来どのような状況におかれ、どのような紛争になる可能性があるのかを見極めつつ、最も落ち着いたよい遺言の内容をアドバイスすることになります。



著者プロフィール
小林 裕彦(こばやし やすひこ)
昭和35年大阪府生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など、岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓町2番15号弓町サテライトビル6階。

著問研レポート 「電子出版権をめぐる」 著作権問題研究会 八尾 信一

昨年の12月20日に文化庁の著作権分科会出版関連小委員会は、出版権に関してこれを電子書籍にも認めることを了承する内容の最終報告をまとめました。これを受けて文化庁は、今年の通常国会に著作権法の改正案を提出することとなります。この改正が実現すれば、著作権法の出版に関しては4年ぶりの改正となります。

現行の著作権法における出版権に関しては、「文書又は図画」を独占的に出版できる権利(著作権法第79条)を認めています。これは電子書籍は含まれていません。このためにインターネット上に「海賊版」が掲載されても、作家など著作権者も持つのその削除を裁判所に訴えられない限り、出版権を持っているだけでは対抗することができませんでした。

さらに現行の出版権は「複製権(者)」の用益権的なものとして考えられており、「公衆送信権」には及んでいません。

電子書籍元年と称された2010年以来、電子書籍の配信やその購読に関する電子機器の広範な普及が進むと同時に著作権法に違反したインターネット上の「海賊版」による被害も拡大。これに対処するための

著作権法上の手当てが日増しに必要になっていきました。
今通常国会に提出される「改正案」がどのようなものになるのか、まだ判断は早まませんが、議論としては、出版権の範囲を拡大し、「紙」と「電子」とを一体化した出版が可能となるような改正案にするのか、それとも「電子書籍」だけの出版権を新たに創設するの二通りの考え方がありとされています。前者は大手の出版会社などが支持しているものであり後者は「紙」での出版権を持たない「電子」出版のみを行う新たな電子出版会社の参入を促す経団連などが支持している考えです。現在のところは、前者の方が基本となるような改正であると考えられていますが「出版権の存続期間」「登録」「違反行為に対する差止め請求」などの問題がどのように関連付けられるかの検討が進むものと思われます。

いづれにしても、改正後は作家などの著作権者のみならず出版権者もまたインターネット上の「海賊版」を提訴することが可能となるような内容であり、「海賊版」の設置を抑止するとともに違法な電子出版の普及にも寄与すると考えられています。

ただし、日本ペンクラブ(渡田次郎会長)は、電子出版権の創設は「経済原理のみにのっとってできあがったもの」と述べ、また配信サービスが停止したときに読者が電子書籍を読めなくなるリスクなどが解決されていないとして反対しており、今後の行方が注目されることとなります。

なお、今回経団連などが主張していた出版権への著作権譲渡の付与は、小委員会では見送られることとなりました。





# おかやま 産業情報

8・9 2013年  
月号

【隔月発行】  
http://www.optic.or.jp/

賛助会員の皆さまにお届けします  
岡山産業“知る得”マガジン

発行：岡山県産業振興財団 創刊：昭和56年6月

【特集】

## 次世代自動車の未来を創造する おかやま次世代自動車技術研究開発プロジェクト

【特集】

企業経営に寄せる経営者の思い  
理念の実現を目指す経営戦略とは  
(株)ピザビ

【特集】

首都圏から販路拡大を支援する  
岡山ビジネスサポーターズ  
昭和飛行機工業(株)

【財団レポート】

創業や経営基盤の強化を支援するため  
設備導入の資金を公的制度でサポート  
(株)ダイシン機工・アライヴ プラスチック(株)

【おかやま企業情報ナビ】

(有)芭蕉庵・(有)戸田挽物木工



©Tomano City Tourist Association.

連載

## 企業法務ケーススタディー



vol.45

### 下請いじめの禁止 —無茶な要求はダメ—

相談内容

当社は資本金が500万円の株式会社です。先日、資本金2000万円のA社から物品製造の発注を受けました。契約書も交わして定められた品質・数量の製品を納入したところ、A社から、思っていた製品と異なるので、支払う代金を減額する旨の連絡がありました。しかし、当社は契約通りの品質の製品を製造しています。このような不当な減額要求でも応じないといけないのでしょうか。

回答

下請法とは  
ご相談の事例では、A社の行為は下請代金支払遅延防止法(以下、「下請法」といいます。)に違反する可能性があるため、応じる必要はありません。

下請法は、下請代金の支払遅延等を防止することにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめることを目的とする法律です。これは独占禁止法上の優越的地位の濫用規制を補うため定められたものです。すなわち、下請法では、規制対象に当てはまる取引の発注者(親事業者)を資本金区分により「優越的地位」にあるものとして、画一的に取り扱うことにより、下請取引に係る親事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することを狙いとしています。

対象となる下請取引

下請法の対象となる取引の内容として、「製造委託」「修理委託」「情報成果物委託(プログラム、番組放送等)」「役務提供委託(運送、ビルメンテナンス等)」があります(2条1~4項)。

これら4種類の取引は、政令で定める情報成果物委託を除き、①委託する側(親事業者)の資本金が3億円超で、下請事業者の資本金が3億円以下の場合 ②親事業者の資本金が1,000万円超3億円以下で下請事業者の資本金が1,000万円以下の場合、が下請法の規制対象となります(2条7項、8項)。このように、資本金の区分で画一的に親事業者と下請事業者が分けられています。なお、ここでいう親事業者は下請法上の用語であり、親子会社関係があるものを指しているわけではないことに注意してください。

親事業者の義務と禁止行為

親事業者に課される義務には、①下請代金の支払期日を定める義務(給付を受領した日から60日の期間内)(2条

の2)、②注文書の交付義務(3条) ③遅延利息支払義務(4条の2) ④書類作成・保存義務(5条)があります。

また、親事業者の禁止行為として、①受領拒否 ②支払遅延 ③代金の減額 ④受領後の不当な返品 ⑤著しく低い代金の設定(買ったとき) ⑥物の強制購入・役務の利用強制 ⑦親事業者の違反事実を公表又は中小企業庁に知らせたことを理由に取引の停止または不利益な取り扱いをすること(報復措置)等が挙げられています(4条1項、2項)。親事業者が義務に違反した場合は50万円以下の罰金(10条)、禁止行為を行ったときは警告措置(7条)、それぞれ下されます。

まとめ

下請法違反は故意に行われる場合だけでなく、違反していることを親事業者も下請事業者も気づかずに行われる場合もあります。それにもかかわらず、警告相当事案となり、企業名が公表されるとなれば、親事業者への影響は多大です。そのようなリスクを避けるため、煩わしい規制のある下請事業者との取引を嫌い、下請法の適用を受けない事業者との取引を優先するという事態が生じかねません。

経済不況が続いている今の時代にこそ、親事業者と下請事業者とが協力して日本産業の競争力が回復するような活発な取引が望まれます。そのためにも、下請法を始めコンプライアンスについて専門の弁護士に相談することをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓町に小林裕彦法律事務所(現在弁護士は7人)を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所  
岡山市北区弓町2-15 弓町シティセンタービル6階  
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092



# 企業法務 ケーススタディー



vol.46

## 電子メールの私的利用

—監視・調査しても大丈夫?—

**相談内容**  
当社は全従業員に会社のパソコンを貸与しています。しかし、最近、会社のパソコンを使って業務に関係のない電子メールを送受信している従業員が増え、仕事に支障が出ています。こうした電子メールの私的利用を制限することはできますか?

回答

**1 電子メールの私的利用と企業秩序**  
従業員が会社のコンピュータ・ネットワークを私的に用いて電子メールの送受信を行うことは、職務時間中であれば職務専念義務違反となります。会社施設の私的利用という観点では、企業の施設管理権の侵害となります。また、機密情報の流出や、私用メールによる誹謗中傷がなされる恐れなど、様々な問題が生じる可能性もあるでしょう。コンプライアンスの観点からも、コンピュータ・ネットワークの運営・利用が適正になされることは重要です。

会社は、就業規則においてネットワークの利用規程を整備することで、制限することができます。ただし、例外的に、勤務に附随した軽微な私的利用である場合は、従業員の日常的な社会生活に必然的に伴うものとして、社会通念上許容されることもあります。

### 2 電子メール私的利用の監視・調査

次に、会社のパソコンから私用メールを送受信することについて、その実態を企業が監視・調査することはできるのでしょうか。ここでは、企業秩序の維持と、従業員のプライバシー権の衝突という問題が生じ得ますが、規程の中で、私用メールの監視・調査について明確に定め、そのことを従業員に周知しておけば、原則として労働者の同意を得ることなく私用メールを監視・調査することは法的に許されます。規程で定められていない、もしくはそもそも規程が存在しない場合は、プライバシー侵害の有無について個別に判断することになります。判例では、利用規程が整

備されていない事案において、監視・調査の必要性や目的の合理性、手段・態様の妥当性と、労働者が合理的に期待するプライバシー保護の程度と監視・調査により生ずる不利益を総合考慮し、社会通念を逸脱するような監視・調査は労働者のプライバシーを侵害する不法行為（民法709条）となる旨述べています（東京地判平成13年12月3日労働判例826号79頁）。

ご相談のケースにおいて、規程がない場合には、従業員のプライバシーに配慮した手段・態様であれば、監視・調査を行うことができます。その上で従業員が仕事に支障が出るほど私的利用をしていたのであれば、それを制限したり、さらには懲戒処分とすることも考えられます。

### 3 まとめ

ご相談のケースは電子メールの私的利用でしたが、今回のお話は職務時間中のインターネット検索や、最近話題のSNSの利用にも該当します。近年のインターネットやパソコンの利用は、予測がつかないほど進化・発展しています。それとともに、法的な分野でも未知の問題が生じることが考えられます。

会社のコンピュータやネットワークの私的利用でお困りのことがあれば、専門の弁護士にご相談することをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所（現在弁護士は7人）を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所  
岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階  
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092

# 企業法務 ケーススタディー



vol.47

## 従業員の不祥事対策

—バイトテロから学ぶ—

**相談内容**  
最近、アルバイトなどの従業員が勤務先で撮影した悪ふざけの写真を、ツイッターやフェイスブックなどのSNSに投稿し、それが炎上するというニュースをよく見ます。幸い、当社ではこのような問題は生じていませんが、いつ起こるか分からないという不安もあります。何か良い対策はあるでしょうか。

回答

**1 バイトテロとは**  
従業員がSNS上に投稿した悪ふざけの写真が流出して、企業に多大な損害を与えた事例が報道されました。このような事態は、アルバイトによるテロ行為ということで「バイトテロ」と呼ばれています。

従業員の幼稚な悪ふざけがSNSを通じて拡散し、企業ブランドが大きく傷つき、臨時休業や閉鎖に追い込まれる店舗も続出しています。消費者からの信頼が脅かされるだけでなく、企業の存続にも関わるこのリスクに対し、危機感をもって早急に手を打つことが必要です。

### 2 バイトテロ行為の法的責任

報道された事例には、以下のようなものがありました。  
①従業員が店内のアイスクリーム用の冷凍庫の中に入り込み、商品の上に寝そべっている写真  
②レストラン内厨房の業務用冷蔵庫に従業員が入り顔を出している写真  
③飲食店の厨房で食材をくわえたり、顔面に貼り付けたりしている写真などです。

このような従業員の行為は、店舗の業務を妨害するものとして、威力業務妨害罪（刑法234条）に該当し、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。また、民事上の損害賠償責任も発生します。販売する商品を廃棄することになれば、当該商品の代金が損害となり、店舗が休業や閉店に追い込まれると、高額の損害となります。バイトテロに関する損害賠償訴訟で、まだ確定した裁判はありませんが、今後は1,000万円を超える賠償義務が認められることも予想されます。

### 3 事前の防止策

仮に、従業員に対してバイトテロ行為により1,000万円を超える損害賠償義務が認められても、当該従業員に責力がなければ回収ができず、絵に描いた餅にすぎません。このように事後的な損害賠償で対処するより、事前に対策を講じることが非常に重要です。

バイトテロが発生する原因としては、事態の重大性や情報伝播の迅速性を考えず、安易に不適切な投稿をしたことにあるといえます。上述のような法的責任だけでなく、一度SNSに投稿すると、半永久的にネット上に存在し、プライバシーが侵害されるリスクも挙げられます。よって、事前の防止策としては、バイトテロ行為によって生じる個人の法的責任、プライバシーが晒されるSNSの危険性、企業が被る損害について、徹底した従業員教育を行うことが最も必要と言えるでしょう。その他にも、従業員が1人になる時間帯を作らないことや、職場への携帯電話の持ち込みを禁止、監視カメラの設置なども対策として考えられます。

バイトテロ対策は、従業員だけの問題ではなく、企業の存続にも関わる重大な問題です。発生して企業に大損害が生じてからでは遅いので、事前のリスクマネジメントがますます重要になってきます。バイトテロ対策は企業の業種や規模によっても講じるべき対策が異なるため、事前の対策が十分であるか心配の方は、一度弁護士にご相談されることをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所（現在弁護士は7人）を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所  
岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階  
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092

# 企業法務ケーススタディー

vol.48

## 食品偽装問題



**相談内容**

最近、全国のホテルや百貨店で食材の「誤表示」や「偽装表示」が相次いで発覚しているというニュースを見ました。当社はこのような偽装表示が生じないように注意をしていますが、仮にこのような事態が生じてしまった場合の対処について教えてください。

### 1 食品偽装とは

**回答**

食品偽装とは、食品の小売り・卸売りや飲食店での商品提供において、生産地、原材料、消費・賞味期限、食用の適否などについて、本来とは異なった表示を行った状態で、流通・市販がなされることを言います。産地や原材料の偽装は以前からありましたが、ここ最近になって、有名ホテルや高級百貨店などで、メニューと異なる食材を提供する「食材偽装表示」が相次いで発覚したことから、再び話題に取り上げられています。

### 2 食品偽装に適用される法律

食品偽装で報道されたものとして、「バナメイエビ」を「芝エビ」と表示したり、「牛脂注入加工肉」を「ビーフステーキ」と表示するものがありました。このような偽装が生じる原因としては、産地や品種によって価格が大きく異なるので、原価を抑えることができるということが挙げられます。

この食品偽装問題は景品表示法に違反する可能性が高いと言えます。景品表示法は、実際より著しく優良と消費者を誤認させる行為を「不当表示」として禁止しており、これに違反した場合には消費者庁から行為の差し止め等の措置命令が下されます。この措置命令に従わないと、事業者の代表者等は2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、そして当該事業者は3億円以下の罰金が科されます。また、民事上の責任として、食品の表示が「不当表示」に該当する場合、契約の効力が否定されて返金義務が生じます。

### 3 食品表示法の成立・施行

食品偽装については、景品表示法以外にも様々な法律によって規制されていますが、それらの法律は十分に機能し

ているとはいえない状況でした。そのために一つの食品偽装問題が報道されたことを皮切りに、数多くの件が次々と発覚しました。

そのような中、食品の表示に関する新たな法律として、食品表示法が平成25年6月に成立し、2年以内に施行されることになりました。これは、消費者庁のもとで、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度としたものです。食品の表示を規定する際の「基本理念」や「執行体制」などの枠組みについて定めており、この食品表示基準に違反すると、最大で3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられることがあります（これらが併科されることもあります）。消費者庁のもとで食品表示法という新しい法律に生まれ変わったことは、食品表示行政の歴史からみても大きな転換点であるといえます。

もっとも、食品表示法が成立しただけでは食品偽装はなくなりません。一度でも食品偽装を行うと、現在も将来も「消費者をだます企業」との烙印を押されかねません。従って、食材や食品についての正確な知識だけでなく、食品の表示に関する法律の趣旨も汲みとって、表示をする必要があります。

食品の表示やその他商品、サービスに関する表示について、少しでも気になることがありましたら、専門の弁護士にご相談ください。

#### 弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所（現在弁護士は7人）を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所  
岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階  
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092



# e コミ。おかやま

- communication OKAYAMA

## 商工連会報「いいコミ。おかやま」

編集・発行/岡山県商工会連合会  
〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-401  
TEL.086-224-4341 (代) Fax.086-222-1672  
http://www.okasci.or.jp e-mail shokoren@okasci.or.jp

2014  
Vol.471  
2



▼瀬戸内市産業まつり「キラリフェスティバル」の様子



▲「いいコミ」のブースの様子



Close-up

**瀬戸内市商工会**  
平成25年4月1日現在  
管内人口：38,909人  
商工業者：1,192事業所  
会員数：726事業所  
組織率：60.9%

一歩先ゆく経営を!  
あなたとともに 商工会



▲黒田官兵衛の生誕地である黒田町黒田の地をP.Rする旗が掲げられました

### 瀬戸内市商工会

瀬戸内市は、県の南東部に位置し、西部は一級河川吉井川の清流を境に岡山市に隣接、南東部は瀬戸内海に面した豊かな自然と穏やかな気候に恵まれた風光明媚なところです。

商工会では、地域住民、行政、産業が一体となった「協働」でのまちづくりの一環として、特産品を一定の基準で認定する「瀬戸内市商工会推奨品」の認定制度や「瀬戸内市産業まつり」の開催など地域に根ざした取り組みを行っています。

また、今年のNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の主人公である黒田官兵衛の曾祖父らが黒田家再興の基盤を築いた黒田家にとって礎の地となる「備前福岡」を長船地区に要しており波及効果が期待されるところです。

豊かな自然、数多くの歴史的遺産、素晴らしい特産品を要する瀬戸内市へぜひ足を運んでみてください!

### Contents

- 瀬戸内市商工会.....1
- 広域サポートセンター活動報告.....2
- 小規模会計momoをご活用ください.....2
- 平成25年度補正予算案・平成26年度予算案・税制改正案.....3
- 中小企業・小規模事業者対策のポイントをご紹介します.....3
- 祝 平成25年秋の救済受取(県連理事木村正明氏).....3
- 協会けんぽ出張相談窓口が2月28日で終了.....3
- 岡山労働局よりお知らせ.....4
- 中小労働局からのお知らせ.....4
- 岡山労働局からのお知らせ.....4
- 連合会からのお知らせ.....4
- 元気企業紹介.....5
- 弁護士コラム「インターネット利用行為の監視」.....5
- イキイキレポート 青年部・女性部の活動紹介.....6
- 支援の現場から一羽はたく元気な会員企業.....7
- 「サンさん商売のめぐみ」ブランドを知っていますか?.....7
- 岡山再発見「えんどう家の演劇」.....8
- 今月のイベント情報.....8

## Report 元気会員企業紹介

## 瀬戸内市商工会

### 有限会社備前精機

小ロットにも高精度・短納期に対応する切削技術集団

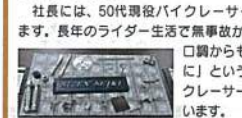
半導体製造機など、産業機械部品の精密切削加工業務です。

自動車や農機具の部品は、大量生産の需要はありますが、国内だけでなく海外企業との価格競争を、避けては通れません。しかし小型化・精密化が早いスピードで進む部品は、試作段階でのニーズが高いうえ、精巧な質が求められます。当社は、多品種・小ロットの精密小物切削を短納期で製作することで、お客様からの「受注」と「信頼」を獲得してきました。

熟練の技術者である田口社長の存在もさることながら、若い技術者が多いことが特長のひとつです。工程を分担することで、作業の効率化が図れています。また同じ工程を複数台で担当することで、技術の継承も着実に進められています。

このたび経営革新計画の承認を受け、高性能5軸マシンニングセンターと3次元CAD/CAMを導入しました。「高精度」と「短納期」をさらに強化され、それに「小ロット」への対応力が融合することで、他社には真似できない、小回りの利く切削技術集団の地位を確立したいと考えています。

社長は、50代現役バイクレースという別の顔も持っています。長年のライダー生活で無事故が誇りです。社長の種々な口癖からも伝わる「無理をせず、着実に」というポリシーが、技術者とバイクレースのどちらの歩みにも通じています。



瀬戸内市長船町福岡1110-5 ☎0869-26-8877

### 牡蠣の家 しおかぜ

「牡蠣の燻製」6次産業化で虫明うまれの美味しさ全国へ

「いつ何とれるかわからない山」と、海に対して愛着と畏敬の念を抱き、虫明ではどこよりもおいしい魚が揃えるとの自負を持って、7代にわたって虫明にて漁業を営んできました。

資材の高騰や、時代の流れとともに取引価格が下がっていくことに危機感を抱えていた6代目の奥様・厚子さんは、ご子息が事業を継承したのち、美味しい牡蠣を長く楽しんでもらうため加工品の開発に着手しました。商工会に加入し、商品開発セミナー等へ参加しているなかで「6次産業化」を知りました。

6次産業化事業計画の認定を受けて生み出された「牡蠣の燻製オーブオイル漬け【海燻】」は地元農家のトマトや地元メーカーのオーブオイルを使ったこだわりの商品です。「島の地域特産品＝地場もんNo.1」を決定するコンテスト「第1回地場もん国民大賞」(農林水産省主催)において、ファイナリスト20選のひとつに選ばれたなど、実績を築いています。

同業者の方々からは、「頑張って」という温かい声をいただくようになりました。ご子息もいずれ海外で販売したいと意欲をもっています。

「カキ業は本当に大変で後継者不足が課題だが、歴史ある虫明に賑わいを戻りたい。味には確かな自信があるので、もっと多くの方に虫明のカキの美味しさを知ってもらえるよう、販路を追究したい」と、今後について語っていただきました。

瀬戸内市邑久町虫明3901-1 ☎0869-25-0225

## 弁護士のコラム



ごばやし やすひこ  
弁護士 小林 裕彦  
(岡山弁護士会所属)  
TEL: 086-225-0091  
FAX: 086-225-0092

### インターネット利用行為の監視

1 インターネットの私的利用  
インターネットの利用が、会社の業務では必須のものとなっています。しかし、同時に、従業員が勤務時間中に私用メールを送受信したり、業務に関係のないウェブページを閲覧したりすることが問題となっています。

2 職務専念義務違反  
そもそも、このような行為は、従業員の職務専念義務に違反しないでしょうか。裁判例には、従業員のインターネットの私的利用行為について、職務専念義務に著しく反すると判断したものがあつた。この従業員は、業務用パソコンを利用して会社系サイトへの投稿を長期間、多数回繰り返しており、裁判では、当該従業員の懲戒解雇もやむを得ない、と判断されました。

その一方で、従業員が私用メールを1日2通ほど送受信していた事業について、頻度、内容が軽微であることを理由に、職務専念義務違反に当たらないとした裁判例もあつた。結局のところ、私的利用の程度によって、職務専念義務違反に当たるか否かが別れることとなります。

3 監視とプライバシー  
ただ、私的利用の状況や程度を把握するためには、従業員のインターネット利用行為について、使用者が日常的に監視、点検することが必要になってきます。このようなことは、従業員のプライバシーとの関係で問題ないのでしょうか。

この点に関しては、インターネットの使用規程が定められており、その中で、使用者が日常的に監視、点検することができる旨の権限が定められていれば、監視、点検することは問題ないと考えられます。この場合、そもそも従業員は、プライバシーがない中でインターネット利用を認められているにすぎないからです。

4 規程の整備  
そこで、従業員のインターネット利用については、私的利用を認めない旨や、使用者がインターネット利用の監視および点検をすることができる旨について、パソコン利用規程、インターネット利用規程等を整備して、明確化しておくべきです。インターネット利用に関する規程の整備はも当然のこと、会社の様々な規程の整備をお考えの場合は、専門の弁護士に相談されることをお勧めします。



# e コミ。おかやま

- communication OKAYAMA

## 商工連会報「いいコミ。おかやま」

編集・発行/岡山県商工会連合会  
〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-401  
TEL.086-224-4341 (代) Fax.086-222-1672  
http://www.okasci.or.jp e-mail shokoren@okasci.or.jp

2013 Vol.467 10



▲奥津深谷の紅葉

**鏡野町商工会**  
平成25年4月1日現在  
管内人口 14,190人  
商工業者 409事業所  
会員数 266事業所  
組織率 65.0%



一歩先ゆく経営を!!  
あなたとともに 商工会

### 鏡野町商工会

～彩の郷かみの～

10月に入ると燃えるような赤・目が覚めるような黄色と町全体が色とりどりに彩られる鏡野町。美作三湯奥津温泉の下流には名勝奥津溪があり、数万年の歳月を要した「東洋一の陥穴群」は狂巻です。その他にも泉源深谷・白質深谷・赤和瀬深谷等、深谷ごとに標高差があるため長い期間紅葉を楽しむことが出来ます。  
また、旧奥津～旧上齋原にかけて広がる森林公園は、東京ドーム71個分の広さを誇り、園内には21kmの遊歩道・5箇所の林間園地が整備されています。  
大自然に包まれた鏡野町で秋の一日を過ごしてみませんか。

**★鏡野町では紅葉を愛でお祭り多数開催されます★**  
10月27日(日)～11月17日(日)  
【奥津もみじ祭り】 開催場所/奥津温泉街、奥津溪、奥津湖  
11月3日(日)  
【白質深谷紅葉まつり】 開催場所/白質深谷山小屋滝見  
【越畑ふさと村・秋の紅葉まつり】  
開催場所/越畑ふさとセンター etc...



▲岡山県立森林公園園遊会



▲奥津深谷内谷等遊歩道の紅葉

### Contents

鏡野町商工会	1
第1回臨時総会・商工会正副会長研修会を開催しました	2
商工会TOPICS	2
業務改善助成金の申請のご案内	2
岡山6次産業化交流会「おいしい出会い岡山Vol.2」	3
西本和馬県連会長 旭日小観堂 受賞祝賀会を開催されました	3
地域防災対策サポーター研修会受講者募集	4
平成25年度障害者採用準備セミナー開催のご案内	4
連合会から	4
元気企業紹介	4
弁護士のコラム「遺産である賃貸マンションから発生した賃料は誰が取得するの?」	5
イキイキレポート 青年部・女性部の活動紹介	6
支援の現場から～羽ばたく元気な会員企業～	7
サンさんおやかまインフォメーション	8
岡山再発見「百備路もてなしの館」	8
今月のイベント情報	8

## Report 元気企業紹介

## 鏡野町商工会

### 有限会社 美研

研磨一筋の技術と信頼で「ものづくり」へ  
ステンレスサニタリー製品(飲料・薬品工場内の配管部)の研磨加工業を営んでいます。当社の名称でも示しているとおり「研磨」のプロとして技術を培ってきました。  
2011年11月に津山産業・流通センターに工場を新築しました。本年度中には旧来の工場も当センターに移築する予定です。院庄1Cそばという立地の良さに加え奨励金や税制の優遇措置もあって現在全国から約40社が立地し、県北の工業地帯を象徴しています。  
さらに、みまさか地域にはステンレス加工業が集積していることから、各社の優れた技術・設備を活かして連携することで、より付加価値の高い仕事を受注しようと「津山ステンレスネット」が組織されています。この組織にも加盟し、互いに助け合うことで、地元の事業者全体が元気になればと考えています。  
仕事で大切にしていることは、納期を守ることと確かな品質の製品づくり、とのこと。現在、研磨一筋の技術力と長年の実績を糧に、研磨の前後工程である材料の調達・検品・管理さらに加工まで一括で請け負う「ものづくり」にシフトするべく、経営革新計画の達成を目指しています。このように「現状にとどまらず、先を見据えて何ができるかを常に構築する」仕事への姿勢も、事業を支えているといえるのかもしれない。  
吉田郡鏡野町布原179-8 ☎0868-28-7667



### 池田精工株式会社

ひらめきと、「人づくり」から生まれる技術力で理想を形に  
1972年創業のステンレス加工事業です。  
2007年に津山産業・流通センターに工場を新築しました。大型部品の加工・組立に対応できるスペースと最新設備が整備され、幅広く高度なニーズへの対応が可能となりましたが、すでに手狭になり今年9月布原工場の増築と沖崎工場を新築しました。池田代表取締役社長は「クライアントが提示する製品の「理想の設計図」にステンレス加工のプロとして、できないとはいわず、どうすればできるかを提案してきた」といいます。  
「事業を成すのは人。人づくりが大切」と、リーダー研修などによる人材育成や、仕事しやすい職場環境づくりに注力しています。社員が成長を実感し、向上意欲を持つためにはどうすべきかを常に考えています。「うちの社員はみなまじめで、他社からも評価されている」と自負しています。  
つねに掲げている目標は「取引先にとって信頼度No.1になること」。受注先に確かな品質の製品を納品することももちろん、発注先への接客態度や支払いにも気を配ります。  
地域工業の発展のため津山地域をステンレスの加工基地にと声を上げてきました。共同受注グループ「津山ステンレスネット」の会長を現在まで務めています。「様々なことに興味津々」と語る池田社長の、常備にとられないひらめきと、それを形にする社員が生む「信頼の製品」で、今後も津山地域の工業の発展に貢献したいと考えています。  
吉田郡鏡野町小座1833 ☎0868-54-0176



## 弁護士のコラム



こばやし やすひこ  
弁護士 小林 裕彦  
(岡山弁護士会所属)  
TEL: 086-225-0091  
FAX: 086-225-0092

### 遺産である賃貸マンションから発生した賃料は誰が取得するの?

今回はまず簡単な事例を紹介いたします。Aは、賃貸マンション事業を営んでおり、年間600万円(10万円/月×12ヶ月×5室)の賃料収入がありました。そうであるところ、Aが死亡し、妻B及び子Cが相続人となりました。そして、遺産分割協議の結果、賃貸マンションはBが相続することになりましたが、遺産分割協議が成立したのはA死亡の1年後であったため、既に600万円の賃料が発生しています。  
では、この600万円の賃料は誰が取得することになるのでしょうか。  
この問題について、遺産分割協議の効果は法律上A死亡時で遡るため(民法909条)、賃貸マンションをA死亡時に遡って取得したBが、600万円の賃料も全て取得することになると思われるかもしれませんが、  
しかし、平成17年9月8日の最高裁判決により、次のように扱われます。すなわち、遺産である賃貸マンションから生じた賃料債権は遺産に属せず、相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するのです。  
事例でいうと、600万円の賃料は、法定相続分に従って、B及びCがそれぞれ300万円ずつ取得することになります。後の遺産分割協議において賃貸マンションをBが相続することになったとしても、その影響を受けないのです。なお、遺産分割協議成立後に発生する賃料は、賃貸マンションを相続したBが取得します。  
ここで視点を改めて賃貸マンションの賃借人の一人であるEの側から見ると、Eは、A死亡後遺産分割協議が成立するまでは、原則として、月10万円の賃料をB及びCにそれぞれ5万円ずつ支払わなければなりません。  
しかし、これでは煩雑なので、Eは、例えば供託をしたり、B一人に支払えば済むようにしたいと思うでしょう。しかし、まず供託については、債権者がB及びCと確定している以上、債権者不通知を理由に供託をすることはできません。次にB一人に支払えば済む場合には、B及びCの了解をとる必要があります。仮にB及びCの了解をとらなかつた場合には、法律上有効な弁済になりませんので注意が必要です。  
このように、相続においては、法律知識を押さえておかなければ思わぬ落とし穴に陥る危険が高いですので、弁護士に御相談されることをお勧めします。